

荏田西連合自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は荏田西連合自治会（以下、「会」という）と称し、事務所を会長宅に置く。

(構成)

第2条 会は荏田西地区の荏田西一丁目自治会、荏田西二丁目自治会、荏田西三丁目町内会、荏田西四丁目自治会、荏田西五丁目自治会、ピアス市が尾自治会 および 郵船市ヶ尾フラット自治会をもって構成する。

(目的)

第3条 会は各自治会・町内会相互の連携を密にし、親睦をはかり、地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 会は前条の目的を達成するためにつぎの事業を行う。

- 1) 各自治会・町内会に共通する親睦活動、互助活動。
- 2) 行政機関および各種団体よりの広報伝達協力。
- 3) 行政機関等に対する地域住民の陳情、要望、意見および協力。
- 4) その他、会の目的達成に必要なこと。

2. 会は事業を行うため、文化、防災、防犯、福祉、体育、環境レクリエーション、庶務等の部を置くことが出来る。部の設置および活動内容人員等は会の委員会で決める。部員は委員会委員のほか各自治会・町内会から推薦された人で構成する。

(委員)

第5条 会はつぎの人を委員とする委員会を構成し、会の運営にあたる。

- 1) 自治会・町内会の当年度会長、副会長
- 2) 原則として、各自治会・町内会の前年度会長 または副会長
- 3) 各自治会・町内会の有志

(役員を選任)

第6条 会につぎの役員を置く。

会長	1名
副会長	7名以内
会計	1名（副会長が兼務）
監事	1名

2. 会長、副会長は新委員の中から前期委員会で推薦し、総会において選出する。その他の役員は総会に於いて新委員の互選により選出する。

(役員、委員の職務)

- 第7条 会長は会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 副会長は各部の事業を担当し、部の代表をつとめる。
 4. 会計は、会の会計業務を行う。
 5. 監事は、会の会計監査をする。
 6. 委員は事業部門に所属し、活動する。

(役員および委員の任期)

- 第8条 役員および委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠により就任した役員および委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

- 第9条 本会に顧問をおくことができる。
2. 顧問は委員会の同意を得て会長が委嘱する。
 3. 顧問は会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

- 第10条 委員会は原則として毎月1回定期的に開催し、会長が議長を努める。
2. 委員会は役員及び各自治会・町内会会長または代理の半数以上の出席を要する。
 3. 委員会は各種事項の報告、伝達の他、会の運営上必要な事項の検討および審議決定する。
 4. 議事は各自治会・町内会会長または代理の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。

(総会)

- 第11条 総会は新旧委員をもって構成する。開催は、委員の2分の1以上の出席を要する。ただし、やむを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。
2. 総会は年1回、年度末後に速やかに開催する。ただし、必要があるときは臨時に開くことができる。総会は会長が招集し、議長を努める。
 3. 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告及び事業計画に関すること。

- (2) 決算及び予算に関すること。
 - (3) 規約に関すること。
 - (4) 役員承認に関すること。
 - (5) その他の重要事項。
4. 議事は出席者の過半数で決する。

(経費)

第12条 会の経費は会費、横浜市からの活動補助金等の収入をもってあてる。

(会費)

第13条 会費は1世帯年額850円とする。

(会計年度)

第14条 会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(細則の制定)

第15条 会の運営のため必要な細則は委員会の決議により、別に定める。

(付則)

この規約は平成20年4月27日から施行する。

平成21年4月25日改正。

平成22年4月24日改正。

平成24年4月28日改正。

平成31年4月27日改正。

